

岡山県耐震改修促進計画における別途定める事項

平成28年	5月
平成29年	7月改定
平成30年	6月改定
令和3年	3月改定
令和4年	2月改定
令和8年	3月改定

岡山県耐震改修促進計画 第2章 5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項及び6 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項で別途定めることとしている事項を次のとおり定めます。

1 県が耐震診断の義務付け等を行う緊急輸送道路

(1) 耐震診断義務付け道路〔耐震改修促進法第5条第3項第2号〕

ア 義務付け道路の指定方針

岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）で定めた第1次緊急輸送道路のうち、災害時の拠点を連絡する広域幹線道路であり、かつ、ネットワーク計画で定めた第1次防災拠点のうち、県庁、県民局、市・町の庁舎、警察本部、鉄道駅、災害拠点病院、空港・港湾及び物流拠点等の重要な拠点を連絡する道路を基本として指定します。

イ 義務付け道路の指定

指定については地元市町村との調整が必要であり、協議が整ったものから順次、指定します。指定した道路を以下の表及び別図1～11に示します。

表1-1 県が耐震診断を義務付ける緊急輸送道路【岡山市分】

○道路の指定：平成28年(2016年)5月

○耐震診断結果の報告期限：令和3年(2021年)3月31日

路線名	区間
国道2号	岡山市内の区間
国道30号	岡山市内の区間
国道53号	岡山市内の区間
国道180号	岡山市内の区間（清心町～万成東町区間を除く）
国道250号	新京橋西～古京の区間
県道40号岡山港線	岡山市内の区間
県道45号岡山玉野線	門田屋敷～新岡山港口の区間
県道42号岡山停車場線	岡山駅～柳川の区間
県道27号岡山吉井線	柳川～内山下の区間
岡山市道錦町古京町線	内山下～古京の区間
岡山市道万成西町津島京町線	津島京町～万成東町の区間
岡山市道南方柳町線	岡山駅～大供の区間

※平成28年3月31日時点で供用開始済みの区間に限る。

表1-2 県が耐震診断を義務付ける緊急輸送道路

【倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、早島町、里庄町、鏡野町、奈義町、久米南町、美咲町分】

○道路の指定：平成29年(2017年)7月

○耐震診断結果の報告期限：令和4年(2022年)3月31日

路線名	区間
国道2号	県内の区間（岡山市の区間を除く）
国道30号	県内の区間（岡山市の区間を除く）
国道53号	県内の区間（岡山市の区間を除く）
国道179号	津山市 一方交差点～県道339号西一宮中北上線交差
国道429号	倉敷IC～倉敷市道三田五軒屋海岸通2号線交差 倉敷市 浜ノ茶屋交差点～倉敷市 大島交差点
国道430号	倉敷市 広江1丁目交差点～倉敷市 開進橋交差点
県道21号岡山児島線	倉敷市 水島インター西交差点～水島IC
県道22号倉敷玉野線	倉敷市 大島交差点～倉敷市道旭町西田線交差
県道24号倉敷清音線	倉敷市道三田五軒屋海岸通2号線交差～倉敷市道寿町17号線交差
県道34号笠岡井原線	笠岡市 西の浜駅交差点～笠岡市道金崎浜田線交差
県道54号倉敷美袋線	玉島IC～国道2号交差
県道60号倉敷笠岡線	倉敷市道三田五軒屋海岸通2号線交差～倉敷市 老松西交差点
県道62号玉野福田線	倉敷市 水島インター西交差点～倉敷市 広江1丁目交差点
県道162号岡山倉敷線	倉敷市 松島交差点～倉敷市 中庄駅入口交差点
県道274号藤戸連島線	県道275号福田老松線交差～倉敷市道三田五軒屋海岸通4号線交差
県道275号福田老松線	倉敷市 大高交差点～県道274号藤戸連島線交差
県道338号市場津山線	国道53号交差～津山市 二宮交差点
県道339号西一宮中北上線	国道179号交差～津山市道院庄166号線交差
県道394号大篠津山停車場線	津山市 椿高下交差点～津山市道中央37号線交差 津山市道新錦橋押入線交差～津山市 高専橋交差点
倉敷市道駅前古城池霞橋線	倉敷市 倉商東交差点～倉敷市 笹沖交差点
倉敷市道羽島四十瀬線	倉敷市道三田五軒屋海岸通3号線交差～倉敷市道生坂二日市線交差
倉敷市道生坂二日市線	倉敷市道羽島四十瀬線交差～倉敷市道三田五軒屋海岸通1号線交差
倉敷市道三田五軒屋海岸通1号線	倉敷市道富本町三田線交差～倉敷市 平田交差点
倉敷市道酒津大島1号線	倉敷市 浜ノ茶屋北交差点～倉敷市 浜ノ茶屋交差点
倉敷市道三田五軒屋海岸通2号線	国道429号交差～県道60号倉敷笠岡線交差
倉敷市道寿町17号線	県道24号倉敷清音線交差～倉敷市道寿町11号線交差
倉敷市道富本町三田線	倉敷市 二子西交差点～倉敷市道三田五軒屋海岸通1号線交差
倉敷市道三軒地大砂線	倉敷市 二子西交差点～倉敷市 松島交差点

倉敷市道旭町西田線	県道22号倉敷玉野線交差～倉敷市道生坂二日市線交差
倉敷市道三田五軒屋海岸通3号線	倉敷市 老松西交差点～倉敷市 大高交差点
倉敷市道三田五軒屋海岸通4号線	県道274号藤戸連島線交差～倉敷市 川崎通1丁目交差点
倉敷市道三田五軒屋海岸通5号線	倉敷市 開進橋交差点～水島港臨港道路（水島地区）交差
倉敷市道三田五軒屋海岸通6号線	倉敷市 川崎通1丁目交差点～倉敷市 開進橋交差点
倉敷市道北畝南畝線	倉敷市 中畝7丁目交差点～倉敷市道五軒屋王島線交差
倉敷市道五軒屋王島線	倉敷市道北畝南畝線交差～倉敷市 潮通3丁目（JXTG水島製油所）
倉敷市道堀貫線	国道2号交差～倉敷市 坂田町交差点
水島港臨港道路（玉島地区）	倉敷市 坂田町交差点～水島港（玉島地区東側） 玉島ハーバーブリッジ北の交差点～水島港（玉島地区西側）
水島港臨港道路（水島地区）	倉敷市道三田五軒屋海岸通5号線交差～水島港（水島地区）
津山市道新錦橋押入線	津山市 新境橋北詰交差点～津山市道総社川崎線交差
津山市道中央261号線	津山市 高専橋交差点～津山市 市役所前交差点
津山市道総社川崎線	津山市道新錦橋押入線交差～津山市 天神橋交差点
津山市道中央37号線	県道394号大篠津山停車場線交差～津山市道中央38号線交差
津山市道中央38号線	津山市道中央37号線交差～津山市道中央41号線交差
津山市道中央41号線	津山市道中央38号線交差～津山市道中央40号線交差
玉野市道宇野駅前2号線	玉野市 宇野駅前交差点～玉野市 宇野駅東交差点
宇野港臨港道路（宇野地区）	玉野市 宇野駅東交差点～宇野港（宇野地区）
笠岡市道金崎浜田線	県道34号笠岡井原線交差～笠岡市道駅前川辺屋線交差
笠岡市道駅前川辺屋線	笠岡市道金崎浜田線交差～笠岡市 市役所前交差点

表1-3 県が耐震診断を義務付ける緊急輸送道路

【高梁市、新見市、真庭市、和気町、吉備中央町分】

○道路の指定：平成30年(2018年)6月

○耐震診断結果の報告期限：令和5年(2023年)3月31日

(但し、ブロック塀等の報告期限は、令和8年(2026年)3月31日とする。)

路線名	区間
国道180号	新見市 新見IC口交差点～新見市 新見市役所前交差点 高梁市 警察署北交差点～高梁市 中間町交差点
国道181号	真庭市道大内原西谷線交差～真庭市 真庭市久世庁舎前交 差点
国道374号	和気町 和気IC交差点～県道96号岡山赤穂線交差
国道484号	中国横断自動車道岡山米子線 賀陽IC口交差～高梁市 警 察署北交差点
県道96号岡山赤穂線	国道374号交差～県道181号和気停車場線交差
県道181号和気停車場線	県道96号岡山赤穂線交差～和気町道安養寺橋駅前線交差
県道330号目木大庭線	国道181号交差～真庭市道宿中原線交差
高梁市道廊屋小路薬師院線	高梁市 中間町交差点～高梁市 市役所北交差点
高梁市道高梁駅柿木町線	高梁市 市役所北交差点～高梁市 市役所前交差点
高梁市道南町稻荷線	国道180号交差～高梁市道南町川端町線交差
高梁市道南町川端町線	高梁市道南町稻荷線交差～高梁中央病院救急専用入口
和気町道安養寺橋駅前線	県道181号和気停車場線交差～和気町道堤防1号線交差

表1-4 県が耐震診断を義務付ける緊急輸送道路

【岡山市、津山市分】

○道路の指定：令和3年(2021年)3月

○耐震診断結果の報告期限：令和8年(2026年)3月31日

路線名	区間
県道96号岡山赤穂線 県道27号岡山吉井線 市道大和町1号線 県道386号津高法界院停車場線 市道半田町2号線	岡大入口交差点～陸上自衛隊(三軒屋駐屯地)入口
県道345号上横野兼田線	新河辺交差点～東津山城東208号線交差

表1-5 県が耐震診断を義務付ける緊急輸送道路

【岡山市、真庭市分】

○道路の指定：令和8年(2026年)3月

○耐震診断結果の報告期限：令和13年(2031年)3月31日

路線名	区間
岡山市道表町12号線 岡山市道内山下5号線	田町交差点 ～川崎医科大学総合医療センター入口
県道28号岡山牛窓線 県道177号九幡中野線	国道2号交差～西大寺南交差点 西大寺南交差点～岡山西大寺病院入口
国道313号 真庭市道下市瀬下方線	真庭市 落合IC交差点 ～総合病院落合病院入口

(2) その他の緊急輸送道路等（耐震化努力義務道路）【耐震改修促進法第5条第3項第3号】

【県内の全市町村】

ネットワーク計画における第1次～第3次緊急輸送道路及び中国地方道路啓開計画岡山県計画における啓開ルート（耐震診断の義務付けを行う緊急輸送道路を除く。）を耐震化努力義務道路として指定します。

参考： ○岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画

岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会により、平成7年の「阪神・淡路大震災」を教訓に、地震等の災害直後から発生する救急活動や緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため策定されたもの

○中国地方道路啓開計画岡山県計画

南海トラフ巨大地震による大規模災害に備え、想定される岡山県内の被害状況に対し、迅速かつ確実な道路啓開作業を実施するため、道路管理者及び関係機関による協力体制並びに中国地方道路啓開計画を基にした的確な道路啓開手順の構築を図るもの

2 県が耐震診断を義務付ける防災拠点建築物〔耐震改修促進法第5条第3項第1号〕

(1) 耐震診断を実施していない防災拠点建築物

ア 指定方針

ネットワーク計画で定めた第1次、第2次防災拠点である庁舎、警察署、消防署等重要度の高い地方公共団体の施設のうち、耐震診断を実施しておらず、耐震改修や建替え等の予定がない防災拠点建築物を指定します。

イ 指定建築物

指定した建築物を以下の表に示します。

表2 県が耐震診断を義務付ける防災拠点建築物 【平成28年(2016年)5月指定分】

○建築物の指定：平成28年(2016年)5月

○耐震診断結果の報告期限：令和3年(2021年)3月31日

所在地	建築物名称
備前市	備前市 吉永総合支所（庁舎）
吉備中央町	吉備中央町役場 加茂川庁舎

(2) 計画記載により耐震改修を推進する防災拠点建築物

ア 指定方針

ネットワーク計画で定めた第1次、第2次防災拠点である庁舎、警察署、消防署等重要度の高い施設のうち、岡山県耐震改修促進計画に記載することにより、地方公共団体が国の支援制度を活用し耐震改修を推進する防災拠点建築物を指定します。

イ 指定建築物

指定した建築物を以下の表に示します。

表3 計画記載により耐震改修を推進する防災拠点建築物

【令和4年(2022年)2月指定分】

○建築物の指定：令和4年(2022年)2月

○耐震診断結果の報告期限：令和8年(2026年)3月31日

所在地	建築物名称
玉野市	玉野市役所（本庁舎）